

## 4 被 保 険 者

被保険者は練馬区に住所を有する40歳以上の区民である。年齢により第1号被保険者第2号被保険者、また、特定の施設への入所等に伴う特例被保険者に分けられる。

### (1) 第1号被保険者

年齢65歳以上の練馬区民で、平成14年4月1日現在(外国人被保険者、特例被保険者を含め)107,635人である。

第1号被保険者数 4月1日現在(単位:人)

区分 年	第1号被保険者数	総人口	比率
12	98,508	656,990	14.9%
13	103,078	663,116	15.5%
14	107,635	669,519	16.1%

注:平成12年については5月1日現在

第1号被保険者数:年齢別

4月1日現在(単位:人)

区分 年	65~69	70~74	75~79	80~84	85~89	90~94	95~99	100~	合計
12	35,701	26,985	17,167	10,143	5,801	2,151	505	55	98,508
13	36,946	28,038	18,261	10,791	6,029	2,386	552	75	103,078
14	37,565	29,266	19,705	11,517	6,309	2,594	596	83	107,635

注:平成12年については5月1日現在

第1号被保険者の資格の取得・喪失の内訳

(単位:人)

区分 年度	取 得				喪 失			
	65歳到達	転入	その他	増計	死亡	転出	その他	減計
12	8,080	1,292	32	9,404	2,905	1,471	115	4,491
13	8,073	1,445	121	9,639	3,068	1,825	189	5,082

注:その他...転出・転入届以外で住民登録を抹消・作成した人等

### (2) 第2号被保険者

年齢40歳以上65歳未満の医療保険に加入している練馬区民である。第1号被保険者とは異なり、加齢が原因とされる特定の病気(指定された15疾病)により、介護が必要となった場合に限り介護保険サービスが利用でき、また、介護保険料を保険者たる練馬区に対して直接負担することはない。

### (3) 特例被保険者

原則として練馬区に住所を有する人が練馬区の被保険者となるが、制度上以下の特例が設けられている。

#### 住所地特例被保険者

練馬区に住所を有している被保険者が、他区市町村の介護保険施設に入所して施設所在地に住所を変更した場合には、変更先の区市町村の被保険者ではなく、元の住所地（練馬区）の被保険者となる。

#### 他住所地特例被保険者

の住所地特例被保険者の逆の場合であり、練馬区内の介護保険施設に入所して、他区市町村から練馬区に住所を変更した場合には、元の住所地（他区市町村）の被保険者となる。

#### 適用除外施設入所者

身体障害者福祉法の身体障害者療護施設に入所している場合と、その他の適用除外施設に入所、入院している場合は、介護保険の被保険者とはならない。

4月1日現在(単位:人)

区分 年	住所地特例者	他住所地特例者	適用除外施設入所者
12	343	39	17
13	334	38	21
14	334	43	27

注：平成12年については5月1日現在